令和4年4月1日

小児慢性特定疾病医療費助成制度における「指定医」の申請について

平成26年5月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成27年1月1日から小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。

現在、「小児慢性特定疾病　医療意見書」を記載するには、その主たる勤務地を管轄する保健所等（例：西宮市内に勤務している医療機関がある場合は、西宮市保健所）から「指定医」の指定を受ける必要があります。

**●指定医について**

・「指定医」は、申請時において５年以上診断・治療に従事経験（臨床医研修の期間を含みます。また、小児慢性特定疾病以外の診断、治療経験でもかまいません。）がある医師のうち、以下の（１）又は（２）の要件を満たす場合に申請することができます。

・有効期間は５年です。引き続き指定を希望される場合は別途更新の手続が必要ですのでご留意ください。

|  |
| --- |
| （１）厚生労働大臣が定めた専門学会の専門医資格を有する医師（※１）  　　　　　又は  （２）小児慢性特定疾病指定医研修を修了した医師  （過去に都道府県等が実施した研修を修了している場合は、その修了証の写しが必要です。今後研修を受講する場合は、小児慢性特定疾病指定医研修サイト（https://www.sdtweb.jp/）でアカウントを作成し、研修受講後に発行される修了証が必要です。） |

※１　小児慢性特定疾病情報センターに掲載されています（<https://www.shouman.jp/institution/specialist>）

**●　申請について**

**【必要書類】**

①西宮市　小児慢性特定疾病指定医　指定申請書兼経歴書

②医師免許証の写し

③（専門医資格を有する場合）認定されていることを証明する書類の写し

④（専門医資格を有しない場合）指定医研修の修了証

なお、指定後に、主たる勤務先及び氏名等を西宮市のホームページに掲載します。

**＜お問い合わせ＞**　　西宮市保健所保健予防課難病等疾病対策チーム　　　　　電話：０７９８－２６－３６６９